

平成29年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

9月15日（金曜日）

平成29年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成29年9月15日（金曜日）

議事日程 第2号

平成29年9月15日（金曜日）午前11時05分開議

- 日程第 1 議案第40号 平成28年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第41号 平成28年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第42号 平成28年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第43号 平成28年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第44号 平成28年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第45号 平成28年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第46号 平成28年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第47号 甘楽町有功者の選定について
- 日程第 9 議案第48号 甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第49号 甘楽町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第50号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第51号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 甘楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第53号 平成29年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第54号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第55号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第56号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第57号 平成29年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 発議第3号 甘楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 発議第4号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係わる補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）
- 追加日程第1 議案第58号 甘楽町有功者の選定について
- 追加日程第2 議案第59号 工事請負契約の締結について
「旧甘楽町立第一中学校校舎等解体工事」
- 日程第21 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 一般質問 第1番 黒澤 篤（防災・減災対策について）
- 第2番 金田 倍 視（かんら保育園の現状と今後について）
- 第3番 柳澤 清 次（紅葉山東側斜面にあずまや及びベンチの設置を）
- 第4番 山崎 澄 子（防災対策へ女性避難所リーダーの育成と導入を）
- 第5番 山崎 澄 子（花の種銀行の活用を）
- 第6番 中野 喜久勇（中学生国際交流研修について）
- 第7番 山田 邦 彦（児童館の設置について）
- 第8番 山田 邦 彦（育児休暇について）
- 第9番 山田 邦 彦（国民健康保険について）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	黒澤篤君	2番	相川忠夫君
3番	金田倍視君	4番	山崎澄子君
5番	富岡朝男君	6番	江原榮和君
7番	佐俣勝彦君	8番	中野喜久勇君
9番	長谷川儀平君	10番	柳澤清次君
11番	中里芳久君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	大河原敦子君
総務課長	森田稔君	企画課長	富田浩君
健康課長	松井均君	住民課長	三木保広君
産業課長	横尾弘君	建設課長	小澤嗣生君
学校教育課長	山崎ひづる君	社会教育課長	齋藤淳二君
監査委員	山田利和君		

事務局職員出席者

事務局長	丸澤直樹	書記	飯塚香奈
------	------	----	------

○開 議

午前 11 時 05 分開議

◇議長（佐俣勝彦君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 議案第 40 号 平成 28 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 2 議案第 41 号 平成 28 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 3 議案第 42 号 平成 28 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 4 議案第 43 号 平成 28 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 5 議案第 44 号 平成 28 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 6 議案第 45 号 平成 28 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 1、議案第 40 号 平成 28 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 2、議案第 41 号 平成 28 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、議案第 42 号 平成 28 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、議案第 43 号 平成 28 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、議案第 44 号 平成 28 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、議案第 45 号 平成 28 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての各議案を一括議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっております。

ここで「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） ただいま紹介いただきました代表監査委員の山田利和でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、監査委員を代表しまして、各会計の歳入歳出決算審査の経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

それでは、お手元の平成28年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況の審査意見書の1ページをご覧ください。

第1、審査の対象は、平成28年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係調書等でございます。

2ページをご覧ください。

第2、審査の期日は、平成29年8月21日、22日、23日の3日間で実施いたしました。

第3、審査の手続きについては、1～4に記載のとおり、関係法令に基づき行うものでございます。

なお、審査を行う過程におきまして、必要に応じて担当課長等に説明を求めました。

次に、第4、審査の結果についてですが、1、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められました。

2、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符号しており、誤りのないものと認められたことをご報告申し上げます。

次に、3ページをご覧ください。

第5、決算の概要でございますが、これはお手元に配付されております平成28年度甘楽町一般会計及び特別会計決算書並びに決算に関する報告書を概要としてまとめたものでありますので、説明は割愛させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。

第6、財政健全化判断比率の状況について申し上げます。

一般会計及び特別会計の各会計はいずれも実質収支が黒字であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率には該当がなく、健全財政であると認められました。

次に、第7、各会計の審査における意見等を申し上げます。

1、一般会計

(1) 歳入について。町税の収納状況は、収納率が95.3%と昨年より0.4%上昇しているとともに、前年度よりも不納欠損額が減少しているため、収納対策に成果が認められます。

しかし、今後も、悪質な滞納者に対しては法的措置を講ずるなど、滞納の減少、収納率の向上に引き続き努力をお願いしたいと思います。

また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査の上、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望いたします。

町債の発行は、住民福祉の向上や道路整備などに必要な財源であります。後年度の住民に負担を強いることのないよう、また将来の安定的な財政運営のためにも計画的な活用をお願いいたします。

(2) 歳出について。予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められます。

今後も、引き続き社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化、効率化を図り、補助事業の見直し等にも積極的に取り組まれることをお願いいたします。

続いて、2、特別会計について、審査意見等申し上げます。

(1) 国民健康保険事業特別会計。今年度も、実質単年度収支は黒字でありましたが、保険給付費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想されます。

歳入では、国保税の収納率の向上が見られた一方で、収納額全体では減となっているため、賦課徴収等の強化により、収入確保に努められるよう要望いたします。

また、バランスのとれた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の向上を図り、財政の健全化に努めるようお願いいたします。一方で、平成30年度からの国保制度改革に対応した国保運営の円滑な実施のため、滞りなく準備を進めるようお願いいたします。

(2) 介護保険事業特別会計。65歳以上の人口に占める要介護者の認定率は12.8%で、引き続き県平均の17.4%を大きく下回ったことは、予防・支援事業の成果と認められます。

要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう適切なサービス利用の供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援対策事業等に重点を置き、制度の充実と併せて、介護保険財政の健全化を望むものであります。

(3) 農業集落排水事業特別会計。汚水処理施設は、城南・上野地区が23年、天引地区は18年、善慶寺・国峰地区が13年を経過し老朽化しているため、今後も機能保全のため、施設の改修・更新等が必要と見込まれます。事業化にあたっては、財政を考慮した計画的な執行をお願いいたします。一方で、農業集落排水対象地区から公共下水道対象地区への切り替えについて、引き続き実施をお願いいたします。

また、本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者に早期に接続を行うよう啓発を要望いたします。

(4) 公共下水道事業特別会計。平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて今後は維持管理経費の増加が見込まれます。

建設にあたっては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いいたします。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加のためにも、未接続者には早期接続を行うよう継続的に啓発を要望いたします。

(5) 後期高齢者医療特別会計。歳入の主なものは、保険料と一般会計繰入金であります。保険料収納率は前年度より0.1%低下したものの、99.6%と高く維持されており、収納対策の努力がうかがえました。

歳出の99.2%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められました。

(6) 結びに。審査いたしました一般会計並びに各特別会計は、予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、健全財政に努力されたことが認められました。

今後も、限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果を上げられるよう創意と工夫を持って予算執行をしていただくとともに、平成29年度より後期となる第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」に沿って、積極的に事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見といたします。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（佐俣勝彦君） 報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第40号 平成28年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第41号 平成28年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第42号 平成28年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第43号 平成28年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第44号 平成28年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第45号 平成28年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

○日程第7 議案第46号 平成28年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第7、議案第46号 平成28年度甘楽町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

ここで、「決算の審査意見報告」について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） 議長のお許しをいただきましたので、甘楽町水道事業会計決算審査の経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

お手元の審査意見書9ページをご覧ください。

第1、審査の対象は、平成28年度甘楽町水道事業会計決算でございます。

第2、審査の期日は、平成29年7月27日でございます。

第3、審査の方法については、1～3に記載のとおり行いました。

なお、審査を行う過程においては、必要に応じて担当課長等に説明を求めました。

10ページをご覧ください。

第4、審査の結果でございますが、1、審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表等の各調書は、法令に準拠して作成されておりました。

2、計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って、適正に執行がなされていることが認められました。

次に、第5、決算の概要については、決算書の要旨をまとめたものでありますので、割愛させていただきます。

11ページをご覧ください。

次に、第6、資金不足比率については、実質黒字の為該当が無く、健全財政であることが認められました。

次に、第7、水道事業会計における審査意見等を申し上げます。

第7、審査における意見等。（1）有収率は、上水道及び簡易水道の合計では、前年度

より若干減少しているため、引き続き漏水防止対策を強化し、有収率の向上をお願いいたします。

(2) 水道料金の滞納額は減少傾向ではありますが、健全財政並びに公正公平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望いたします。

(3) 施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事をお願いします。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されますよう留意をお願いいたします。

結びに、今後とも健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、平成28年度甘楽町水道事業会計の決算審査意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（佐俣勝彦君） 報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

○日程第8 議案第47号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第8、議案第47号 甘楽町有功者の選定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第9 議案第48号 甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定につ

いて

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第9、議案第48号 甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第10 議案第49号 甘楽町防災会議条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第10、議案第49号 甘楽町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第11 議案第50号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第11、議案第50号 甘楽町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第12 議案第51号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第12、議案第51号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第13 議案第52号 甘楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第13、議案第52号 甘楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第53号 平成29年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第14、議案第53号 平成29年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第54号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

◇議長(佐俣勝彦君) 日程第15、議案第54号 平成29年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長(佐俣勝彦君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第16 議案第55号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

◇議長(佐俣勝彦君) 日程第16、議案第55号 平成29年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長(佐俣勝彦君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第17 議案第56号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

◇議長(佐俣勝彦君) 日程第17、議案第56号 平成29年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第18 議案第57号 平成29年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第18、議案第57号 平成29年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第19 発議第3号 甘楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第19、発議第3号 甘楽町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中里芳久君、登壇して説明願います。

◇11番（中里芳久君） 発議第3号。平成29年9月15日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。提出者。議会議員、中里芳久。賛成者。同、黒澤篤。同、相川忠夫。同、金田倍視。同、江原榮和。同、柳澤清次。甘楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。議会広報常任委員会を設置するため。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第20 発議第4号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係わる補助率等の
嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第20、発議第4号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係わる補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中里芳久君、登壇して説明願います。

◇11番（中里芳久君） 発議第4号。平成29年9月15日。甘楽町議会議長佐俣勝彦様。提出者。議会議員、中里芳久。賛成者。同、黒澤篤。同、相川忠夫。同、金田倍視。同、江原榮和。同、柳澤清次。市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係わる補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり甘楽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係わる補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）。

道路は人々の生活を支え、地方の自立・活性化・生活維持に最も基本的な社会基盤であり、特に市町村道は、地域住民に密接な施設であるとともに、安全・安心の確保のため、必要不可欠な社会基盤でもある。

しかし、群馬県内の市町村道の改良率は全国的にも低い状況にあり、依然として地域生活の維持には道路整備が必要不可欠である。

また、平成26年7月の道路法施行規則の改正により、橋梁やトンネルなどの点検が義務付けられ、今後は新たに老朽化対策費の増大が見込まれており、計画的な事業進捗を図るためには十分な予算確保が必要となっている。

ついては、財政状況が厳しい市町村の道路事情を着実に進捗させるため、平成30年度の予算編成にあたり、次の事項を講じるよう強く要望する。

一、市町村道路整備事業が計画的に進捗できるよう、必要な交付金予算の事業費総額を

持続的に確保すること。

一、長期安定的に道路整備が進められるよう、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）」の補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月15日。甘楽町議会議長佐俣勝彦。

衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。国土交通大臣宛て。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程の追加について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程の追加についてお諮りします。

甘楽町議会会議規則第22条の規定により、日程を追加し、追加日程第1、議案第58号 甘楽町有功者の選定について及び追加日程第2、議案第59号 工事請負契約の締結について「旧甘楽町立第一中学校校舎等解体工事」を議題としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第58号及び追加日程第2、議案第59号を議題とすることに決定しました。



○追加日程第1 議案第58号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第1、議案第58号 甘楽町有功者の選定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 議案第58号 甘楽町有功者の選定について。下記の者を甘楽町表彰条例に基づき、有功者に選定したいので、町議会の承認を求める。平成29年9月15日提出。甘楽町長茂原荘一。

記。甘楽町表彰条例第3条第10号に該当する者。沖縄県石垣市新川■■■■番地■■■■。氏名、田村功。昭和■■■■年■■■■月■■■■日生まれ。

以上であります。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○追加日程第2 議案第59号 工事請負契約の締結について

「旧甘楽町立第一中学校校舎等解体工事」

◇議長（佐俣勝彦君） 追加日程第2、議案第59号 工事請負契約の締結について「旧甘楽町立第一中学校校舎等解体工事」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（富田 浩君） 議案第59号 工事請負契約の締結について。旧甘楽町立第一中学校校舎等解体工事の施工について、次のとおり請負契約したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び甘楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求める。平成29年9月15日提出。甘楽町長茂原荘一。

提案理由。旧甘楽町立第一中学校校舎等の解体と敷地内の整地を行い、学校用地の跡地利用を図るため。

記。1、契約の目的。旧甘楽町立第一中学校校舎等解体工事。2、契約の方法。指名競争入札。3、契約の金額。8,640万円（内、取り引きに係る消費税額640万円）。4、契約の相手方。群馬県富岡市神農原70番地2。岩井建設株式会社。代表取締役岩井重夫。

◇議長（佐俣勝彦君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（佐俣勝彦君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第21 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第21、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第 2 2 議員派遣の件について

◇議長（佐俣勝彦君） 日程第 2 2、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第 1 2 9 条第 1 項の規定によりお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） ご異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前 1 1 時 5 1 分休憩

午後 1 時 0 5 分開議

○日程第 2 3 一般質問

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、再開いたします。

日程第 2 3、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した一般質問一覧表の順により発言を許します。

通告書に沿って簡潔にお願いいたします。

最初に、質問番号 1 を議席 1 番黒澤篤君、登壇の上、質問を願います。

◇1 番（黒澤 篤君） 「防災・減災対策について」。

日本では、平成 2 3 年 3 月の東日本大震災より毎年のように地震が起きていますし、水害・土砂災害においては、広島、伊豆大島、茨城県常総市、そして今年、九州北部では線状降水帯による被害が発生しています。特に、記録的短時間大雨情報も頻繁に聞かれるようになり、5 0 年・1 0 0 年に一度、今までに経験したことがないと表現されることが増

えてきています。

そこで、次の3項目について質問いたします。

(1) 防災マップ(ハザードマップ)について。平成24年度作成以後に、特別警報や避難所等の変更もありましたので、速やかにマップの更新が必要と考えます。簡易版で、表面が地震、裏面が水害として対応してはいかがでしょうか。

作成の際、子どもや高齢者などに簡単で分かりやすいものにしてほしい(色の3原色、青・黄・赤と、危険度により色分けをし、命を守るためにすることを大きく表示する等)。

作成年度を入れ、小さな変更については、シール等で対応してはいかがでしょうか。

(2) 災害時にカメラ付きドローンによる状況把握について。災害時、主要道路の状況や集落が孤立状態に陥った時などの状況把握や情報収集にドローンを利用する方法がありますが、町での利用の可能性は。

(3) 砂防ダムについて。度重なる大雨により、土砂が堆積し、現在砂防の役目を果たし終えています。仮に、線状降水帯に襲われると、土砂や流木が下流域に大きな被害をもたらしかねません。そこで、土砂の浚渫を行い、ダムを再生して、更に透過式に改造(真ん中をパイプにして水を流し、流木を押さえて下流に流さない)し、災害の軽減に繋げてはいかがでしょうか。これは、白倉川上流の場合でございます。

以上3点、町の考えをお聞かせください。

◇議長(佐俣勝彦君) 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長(茂原荘一君) それでは、黒澤議員の「防災・減災対策について」のご質問にお答えをしたいと思います。

議員もご承知のとおり、現在、町では地域防災計画の改定に取り組んでいるところです。この計画の中で、町は災害に強いまちづくりを推進するため、災害等の予防、そして応急、復旧、復興対策及び避難所や避難方法等を含めて、基本的な取り決めを行っていくこととなります。

防災マップにつきましては、計画に沿ってこれから検討を行い、県等による災害警戒区域調査結果等も踏まえまして、速やかに対応していきたいと考えております。

また、ご質問の災害時のカメラ付きドローンによる状況把握につきましては、災害等に

より立ち入りができない場合等では有用であると思われましても、航空法及び無人航空機ガイドライン等に基づく安全性、確実性の観点から、現状では独自利用は少し難しいかなと考えております。

しかしながら、県及び幾つかの市では、測量・調査関連業者等と災害時協定を結び対応しているところもありますので、今後、対応を検討していきたいと考えております。

最後に、砂防ダムについてでございますが、ご指摘のありました白倉川上流等で土砂の堆積が認められます。土砂の浚渫につきましては、砂防施設の維持管理等を行っている富岡土木事務所へ協議をしていきたいと考えております。

また、透過式への改善につきましても、状況に応じて改修工事の可能性や効果等検討をお願いしたいと思っておりますけれども、改修での対応は難しいのではないかと、新たに設置されるケースにこのような方法が取り入れられるのではないかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、今後も住民の皆さんが安全で安心して地域で暮らせるように、災害に備え、命と暮らしを守るまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了いたしました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

黒澤議員。

◇1番（黒澤 篤君） 防災マップなんですけれども、今のご答弁のとおり県とも調整が必要と思うんですけれども、現在の防災マップは、情報量が多過ぎて、何をどういう時に見たらいいんだろうということが分からないと思うんですね。当町ではやっぱり風水害とか地震が一番多いかなと思うので、それについて端的に一目で分かるような感じで、また「安全安心メール」も入ると思うんですけれども、一目で見て、高齢者や子どもたちが分かるように簡易版で対応するのがいいんじゃないかなと思いましたが、質問させていただきました。ぜひ、お願いしたいと思います。

また、今の防災マップは、それぞれの家がしまい込んで、どこにあるか分からないというような家もありますので、やっぱりどこかへ張っておいてくださいと、甘楽町のカレンダーのそばへでも張ってくださいとかいうので、1枚でなく1戸に2枚、3枚というような感じで配付したらいかがかなと思っております。

また、防災マップ等の関係は、ホームページにも載っておりますけれども、それも早急に更新して、やっぱり土砂災害警戒区域なんかも随分4年前から比べると増えていますので、その対応をお願いしたいと思います。

それと、(2)のドローンの関係ですけれども、町長がおっしゃられたとおり、新聞等に前橋の消防局なんかでは有線ドローンというので実験を始めておりますし、今年の県の防災訓練では、ドローンを初めて使って情報収集をするような形をとっておりますので、町単独ではできないと思いますけど、先程言われたとおり、測量会社や常備消防との連携をとりながら研究を進めていただければと思います。

それから、(3)砂防ダムについては、平成23年の町の降水量というのが1,147ミリでしたが、それが平成28年度には1,200ミリに増加傾向ということでございます。

昨年度の一日の最多雨量につきましては、常備消防のデータですけれども、平成28年8月2日の124.5ミリが1日に降ってございます。ちなみに、この間の九州北部豪雨では、1時間に129ミリ降ったそうでございます。記録的短時間大雨情報も、1980年代には平均で年間12回だったものが、2000年代に入りまして18回に増えているということでございます。また、今年につきましては、9月12日までに全国でこの情報が流されたのが90回ということでございます。ですから、いつどこで何が起こるか、特に水害については、平成26年にあった当地区での大雪ですけれども、夏場だったら線状降水帯による被害が出たのかなと思うところもあります。

このことから、常識が通用しないような小さな川が氾濫するということがありますので、その辺を加味してこの辺を質問させてもらいました。

もう一遍質問したいんですけれども、例に出しました白倉川で避難指示が出されるとしたら、現場の状況を誰がどのように把握して、対策本部に伝達し、住民にどのように知らせるのか、避難をどう行うのか、具体的にお聞かせ願えればありがたいと思います。これは、白倉川だけではなくて、各河川等でもあると思いますので、その辺をお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 防災計画についての再度質問をいただきました。いわゆる重要な情報を的確に分かりやすく伝えるというご質問であったかというふうに思っております。まさにそのとおりだと思っております。今回の計画の改定を行っている中で、それらに

対しても、先程申し上げましたように速やかに対応していきたいというふうに思っているところであります。

ドローンにつきましては、先程申し上げましたように当面業者等と提携を結びながら、防災訓練等で実演をしてもらえるようなことも検討しながら進めていければというふうに思っております。

それと、白倉川の避難の関係の話がありました。ご質問にありましたように非常に近年集中的に短時間のうちに多くの雨が降るという事態がありますので、白倉川が白倉地区の真ん中を流れている訳でありますけれども、その川が氾濫するというような場合に備えての対策等については、この後、担当の課長からお答えさせます。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（森田 稔君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

白倉川の氾濫につきましては、氾濫水位を土木事務所の方で計っておりますので、ある程度の水位になった時には、役場の方へ、総務課になりますけれども、連絡が来ることとなります。

それ以前に当然、先程お話がありましたように記録的短時間大雨情報だとか、そういう情報が出ていると思いますので、恐らくその状況においては、災害対策本部等が設置されていることと思います。そういった情報を災害対策本部で受けまして、これを水防団、これは消防団になりますけれども、そちらの方に話をして、状況把握をさせていただきたいと思います。どの部分が氾濫したかということによりますけれども、それに応じて、例えば最寄りの住民センター、そこが危ない場合については、状況を加味しながら避難場所を選定して、地域住民が避難するような避難指示、避難勧告、そして避難誘導、これを防災計画に基づいて実施していきたいというふうに考えております。

これからは、議員さんにおかれましても、こういった該当に際しましては、ご指導等いただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終わりました。

3回目の質問ありましたら、お願いいたします。

黒澤議員。

◇1番（黒澤 篤君） いずれにいたしましても、砂防ダムなんかも、町長が言われたように50年以上経過していますので、新たなダムの設置等を考えながらしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今後、災害がないことと、本当にいざという時には迅速な対応が行政も住民もとれまして、被害を最小限に留められるよう希望して、質問を終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、次に入らせていただきます。

質問番号2を議席3番金田倍視君、登壇の上、質問を願います。

◇3番（金田倍視君） 「かんら保育園の現状と今後について」を質問させていただきます。

甘楽パーキングエリアスマートインターチェンジ連結許可をいただき、いろいろな面で町の発展が大いに見込まれるところです。甘楽町への転居、移住を考えている人たちにとっても、大層魅力のある町と考えているのではないのでしょうか。

そこで、今後誘致活動なども含めて、人口の増加が見込まれます。この人たちや町民の子育てに対し、現状ではいっぱい状態である保育園の受け入れ態勢に、より一層の拡充が必要かと思われませんが、町の考えをお聞きかせください。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了いたしました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 金田議員に「かんら保育園の現状と今後について」のご質問をいただきました。

議員のご質問にありますように、去る8月4日に念願でありました上信越自動車道甘楽パーキングエリアスマートインターチェンジが国土交通省より新規事業箇所を選定をされ、一般道と高速道路との連結許可を得ることができました。

スマートインターチェンジの整備によりまして、企業の集積や産業、そして観光振興による人口の増加などの経済効果に町民の皆さんの期待が高まっているところであります。

かんら保育園につきましては、9月1日現在で、園長以下、保育士、栄養士、調理員、用務員の34人により、国の定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、現在189人の幼児をお預かりしております。

敷地面積等を勘案しますと、これ以上の施設の拡充につきましては、少し困難であるかなというふうにも考えているところであります。

従いまして、これから大幅な保育需要があった場合には、その対応につきましては、今後、旧甘楽町立第一中学校の跡地に現在予定をしております統合幼稚園において、教育と

保育を一体的に行って、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となる「認定子ども園」として整備することなどを検討させていただきますので、ご理解を賜りたく、お願いを申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇3番（金田倍視君） 子育てについては、過去にも同僚議員から質問がありました。今回はインターチェンジの開設、また産業団地や企業誘致により、加速的な人口増加が大いに期待されるものではないかと思うことからの質問です。

例えば、私たち民間企業が新規の仕事の受注をお願いに行くのにも、いただけたら設備します、これでは仕事はなかなかもらえません。やっぱり、新規の受注には十分な設備、人員がそろっていますから、くださいと。それが一番重要な要素だと思っております。

若い人たちへの子育て支援も、来てくれたら、来てくれればの、泥縄式ではなく、甘楽町には既に十分な受入体制が整っています。そう移住希望者にアピールしていただければ住んでみたい町として、より一層魅力的なものになるのではないかと思います。施設の増築は容易でも、土地や敷地、建物の取得には時間が掛かると思います。老婆心かもしれませんが、早目の拡充、準備が必要かと思うので、質問させていただきました。何かありましたら、お願いします。

質問としては以上です。終わります。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 2回目のご質問をいただきました。ありがとうございます。

インターチェンジの整備、それから産業団地の整備等々を進めることによって、少しでも人口増加を図りたいという思いで取り組んでいるところであります。

加速的に人口が増加するという事は、今の状況ではなかなか考えられないというところでもありますけれども、人口増加を目指して取り組む。そして、その人口増加によって、子どもさんたちが増えてくる。そのことを期待しながら頑張っていくつもりであります。

その子どもたちを預かれる施設として、保育園、そして認定子ども園等々を整備しながら進めていければというふうに思っております。

なお、現在の段階で保育園に入れないうちの子どもがいるという状況ではありませんので、その辺のところにつきましてもご理解をいただきながら、これからそれらについて取り組みを進めていければというふうに思っているところであります。よろしくお願いいたします。

す。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終わりました。

3回目の質問がございましたら、お願いいたします。

◇3番（金田倍視君） ぜひ、よろしく申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、質問番号3を議席10番柳澤清次君、登壇の上、質問を願います。

◇10番（柳澤清次君） 私は、紅葉山公園についての質問をいたします。

紅葉山公園は、甘楽町森林セラピーコースになっています。近年、荒廃した東側斜面と南側斜面を整備し、楓など紅葉のきれいな木が植えられ、現在、東側斜面の木は大分大きくなって、もみじ狩りが楽しめるようになってきました。

秋になると、地元の人のもとより、観光客も現地に訪れ、斜面に立って紅葉を眺め、楽山園を含めた小幡の町並みの景観を眺め、それらの素晴らしさに感動しています。

そこで思うことは、訪れた人たちが休む場所がないということです。毎年11月には「甘楽もみじ祭り」が開催され、大勢の人で賑わいます。ご年配の方も杖を携えて訪れています。

東側斜面にあずまや及びベンチを設置することによって、休憩することもでき、ゆっくり紅葉・眺望・森林浴などを満喫できると思います。

ぜひ、あずまや及びベンチの設置をご一考ください。町の考え方をお願いします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、柳澤議員の「紅葉山の東側斜面にあずまや及びベンチの設置を」のご質問にお答えをいたします。

議員のご質問にありますように紅葉山公園は森林セラピーコースの一つとして、また紅葉のシーズンにはもみじ狩りの観光客も訪れるなど、自然豊かで景観の良い公園となっているところであります。

その公園も、善慶寺地区の皆さんには草刈りやゴミ拾いなどを実施していただき、景観維持にご協力いただいているところであります。大変ありがとうございます。

紅葉山の東側斜面にあずまや及びベンチを設置してはどうかというご質問でありますけ

れども、この場所は「名勝楽山園」からの借景の一部となっておりますので、建造物などで大名庭園の借景のイメージに支障が出ることは避けなければならないと考えております。

しかし、議員が言われますとおり、観光客の皆さんが気軽に紅葉山に登って景観を楽しんでいただくことも非常に大切でありますので、登った皆さんが休憩できるベンチ等の設置については、景観に配慮した物を設置できればというふうと考えております。

あずまやの建設につきましては、町の文化財調査委員の皆さんもおりますので、ご意見等伺いながら、今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いいたします。

柳澤議員。

◇10番（柳澤清次君） 私は、紅葉山の大体てっぺんに畑を借りて作っている訳なんですけど、そこで観光客の人がもみじがいっぱいあるものですから、その中へ入ってきて、「いいとこですね。気持ちがいいですね」なんて来るところなんですよ。そして、地元の人たちも、その東側の斜面から楽山園を中心とした小幡の町並みを眺めていると、時間がゆっくり流れているように感じるようです。2時間ぐらい眺めていても飽きないなんて言う人がいますけど、そういう面でもやっぱりゆっくりくつろげる場所がここにできたらいいなという感じがしています。

町長の答弁の中でも、ベンチぐらいなら景観にも支障はないというような感じだと思いますけれども、そのベンチを置いて、あずまやがどういうふうにやったらいいかなど作った方がいいということになれば、そんなに目立たないような緑の中にあるというような、色で目立たなくするとか。私はあそこにちょっとした小屋があるんだななんていうような感じもまた良いと思いますのでね。最初は、ベンチぐらいでいいかもしれないけど、将来的にはそういうあずまやだとか、そういうことも考えていただければありがたいと思います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望ですね。

◇10番（柳澤清次君） 要望でいいです。

◇議長（佐俣勝彦君） 次に、質問番号4及び5を議席4番山崎澄子君、登壇の上、一括

して質問を願います。

◇4番（山崎澄子君） 「防災対策へ女性避難所リーダーの育成と導入を」ということで質問させていただきます。

地域防災計画全面改定スケジュール案が発表されました。

地震、大雨といつどこで災害が起こるか、予測できません。少しでも危険から逃れるには、個々の防災意識を日頃から身に付ける必要があると思われまます。

避難所を設置した場合に、物資はたくさん届くが、個々に行き渡るには時間が掛かり、不便が続く。授乳期の子どもを持つ母親や、思春期の子どもたちを取り巻く環境の不備。お年寄りや体の不自由な人たちへの配慮。各年代層への対応は混乱を極めている中では、避難者全員への配慮は困難を極めることではしょうが、女性のほんの少しの配慮で避難中の人たちの気持ちを和らげることもできるでしょう。

防災対策の一つとして、女性の目線でものを判断し実行できる「女性避難所リーダー」の育成と配置をしていくことが必要ではないか。この人たちには、机上の育成訓練だけでなく、実情ごとに実地訓練をしていく。こういったリーダーを地域に増やすとともに、定期的に防災訓練を行うことで、私たちに防災意識と危機感が備え付けられるのではないしょうか。

町の取り組みをお伺いいたします。

続きまして、「花の種銀行の活用を」。道路を走っていても、各家庭の庭先が季節の美しい花に彩られているのを見るのは、清々しい気持ちを持つものです。

自ら種をまき、苗を育てることなく、量販店には季節の花々の苗が並び、たやすく手に入れられることも、各家庭で花を絶やすことなく継続していけることの一つでしょう。

その反面、不耕作地は確実に増えています。また、耕作機で耕せる田畑、特に水の引ける田んぼにはショウブ等、景観植物を植え付けたらいかがでしょう。花が終わっても、緑の葉や茎が残り、雑草の侵入も比較的少なくて済みます。

花の種銀行の種や球根を活用し、美しい町を広げたいものです。1つ進めることで、不耕作地には何が良いかと作物の範囲も広がっていくと考えられます。

町ではどのような考えをお持ちでしょうか。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号4及び5について、一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山崎議員から2つのご質問をいただきました。

最初に「防災対策へ女性避難所リーダーの育成と導入を」についてのご質問にお答えをいたします。

ひとたび大規模災害が発生した場合は、被災者の多くは避難所での生活を余儀なくされ、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦等の女性が厳しい状況に置かれることが想定をされます。

特に、限られた生活空間の中に多くの人々が暮らす場合、男女間でいえばそのニーズの違いに配慮するとともに、避難所における女性の意見の反映及び女性の参画の仕組みを作る必要があると思います。

また、女性の視点を取り入れた避難所運営を考えた場合、避難所における女性リーダーがご質問のとおり必要であります。各地区の民生委員さんや保健推進員の皆さんにこれらをお願いしたいと考えております。女性リーダーの皆さんには、研修会等に参加していただくとともに、町の防災訓練にも積極的に参加をしていただくようお願いをしたいと思います。

町では、現在、地域防災計画の改定作業を進めているところであります。避難所の運営につきましても言及をしていく予定であります。また、避難所における女性の意見反映及び訓練の実施につきましては、避難所運営マニュアルをこれから作成し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

そして、もう一つ、「花の種銀行の活用を」というご質問をいただきました。

山崎議員のおっしゃるように、各家庭の庭先が季節の美しい花に彩られていることは清々しいですし、甘楽町を訪れてくれる観光客の方々にも「いい町」だという印象を持ってもらえるというふうに思っております。

その反面、耕作放棄地が広がる風景は、人口減少、農家の減少、所有者の高齢化、農業後継者や担い手の不足を連想させてしまいます。

さて、花の種銀行は、四季を通じて「花と緑に囲まれた環境づくり」を推進するため、住民主体のまちづくりとして、団体そしてグループ、地域の方々を対象に積極的な参加をいただくことを目的に設置をいたしました。

花の種や球根を貸し出して、種ができるまで育ててもらい、収穫できた種のうち貸し出し相当分と余裕のできた種を返却してもらおう制度となっております。返却は無理にではあ

りませんけれども、そのような制度を作りました。

要望があれば、今後、ショウブ等の景観作物についても貸出をしてみたいと考えておりますし、耕作放棄地解消のためにボランティア団体が植栽事業を実施する場合は、ボランティア活動推進事業に該当することも考えられますので、その際は担当の企画課までご相談をいただきたいと思います。

耕作放棄地につきましては、今年3月の定例会でも山崎議員からご質問を受けており、平成29年度以降に「荒廃農地一斉耕起の日」を設定し、地域ぐるみで耕作放棄地を解消する取り組みに努めると回答を申し上げます。

その後の進捗状況につきましては、この後、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 産業課長。

◇産業課長（横尾 弘君） 命によりお答えいたします。

初めに、町内の耕作放棄地の状況から申し上げます。耕作放棄地については、毎年農業委員さんに調査をお願いしておりますが、そのデータによりますと、平成27年度が181ヘクタール、平成28年度は179ヘクタールとなっており、ほぼ横ばい状態で推移しております。

町といたしましては、少しでも減少できるよう努力したいと考えておりますが、抜本的な対策が見つからない状況となっております。

今年3月の定例会において、今後の町の対策として「荒廃農地解消対策部会」を設置し、「荒廃農地一斉耕起の日」を設定することにより、耕作放棄地を解消する取り組みに努めたいとご説明させていただいておりますが、その後の進捗状況を申し上げますと、関係者による実施に向けた課題解決などの協議を重ね、8月25日に「荒廃農地解消対策部会」を設置することができました。

今後、対策部会を中心として、耕作放棄地の減少対策を実践していくこととなりますが、まずは「荒廃農地一斉耕起の日」を早急に設定し、年度内に実施できるよう部会の皆さんの意思統一がなされたところでございます。

なお、トラクターで耕起した耕作放棄地は、その後、再び元に戻らないよう農地中間管理機構を活用し、農地の長期貸し付けや農地再生を地権者に促すとともに、更に景観作物の作付けも提案し、少しでも耕作放棄地が減少することを目標としていきます。

山崎議員にご提案いただきましたショウブなどの景観植物もその方策の一つと思っております。

ので、今後、対策部会の中で検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問番号4番について、2回目のご質問がありましたら、お願いいたします。

◇4番（山崎澄子君） それでは、女性避難所リーダーの件に関して、今、民生委員さんとか、地区のいろんな役についている女性の方をまずとおっしゃいましたが、民生委員さんとかそういった現在役についている方は、3年とか任期があると思います。その時はそういった形でくださって、任期が終わっちゃったらそれが続かないということにならないように、その方たちが引き続き携わっていただけるようなものを町でも計画していただけたらと思います。新たにそういった形の役職の方が出てくれば、また女性リーダーが増えるということ。また、そういった役職でない方でも、我と思わん方というのはおかしいかもしれませんけれども、やはりこれからのこういった不安定な気象状況の中で、やっていきたいというそういった方も一緒にリーダーの養成に携わっていただけたらと思います。

こちらの質問に関してはこれだけです。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問番号5について2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇4番（山崎澄子君） 耕作放棄地といいますと、3月に質問いたしました、本当に増えていくばかりで、そういった事業が計画されて、8月25日ですか。そういった会議が行われたということ、1つ前進したことじゃないかというふうに思います。

ただ、新しく作る人を探す、探すということは結局、所有者が耕作ができないために、やむを得ずそういった形になっていくということが多々あるんじゃないかと思います。

ですから、その辺のこともやはり加味して、よそから新規就農に来てくれる人、そういった新しい人でないと農地を継続して耕していくということは非常に難しいんじゃないかと思います。それからボランティアの方とか、この花の種銀行の活用ということも、先程課長の方からおっしゃっていただきました。やはりその花の種の活用ですね、景観植物ということもおっしゃっていただきましたが、その辺の利用というか、範囲をもっと大きくそういった耕作放棄地にも運用していくというようなことも考えていただきたいと思います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 要望でいいんですね。

◇4番（山崎澄子君） 今、申し上げたことに回答がもしいただけるならいただきたいと思います。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁をお願いいたします。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 再度、ご質問いただきました。確かに議員おっしゃられますように、耕作放棄地の耕うんをして新しい農地ができて、それをまた誰が活用するかというところが非常に大きな問題だというようなご質問をいただきました。

先程、課長の答弁にもありましたように農地中間管理機構がありますので、まずはそこに登録をして、そこで新しく使ってもらえるような人をまずは見つけてもらう。そのことが1つかなというふうに思っております。すぐに、新規就農者が来て、じゃあ変わりますという訳にはなかなかいきませんから、その農地中間管理機構の利用をまずは推進をしたいというふうに思っております。

それと、大きな畑、田んぼなりに景観作物としてショウブ等の話もありましたけれども、それらについては先程答弁申し上げましたように花の種銀行でも対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終わりました。

3回目の質問がございましたら、お願いいたします。

◇4番（山崎澄子君） 花の種の方は、ありがとうございます。分かりました。よろしくお願ひします。

それから、女性リーダーの方の2回目のことに関してはございませんでしょうか。

◇町長（茂原荘一君） 女性リーダーの取り組みについては、議員がおっしゃられるとおりだというふうに思っております。確かに、民生委員さん、保健推進委員さんは、任期がございました。任期が終わったらもうおしまいだというのではなくして、その人が継続してそれらに当たっていただけるよう、そして新しい人が出てきたら、その人に続くよう、リーダーはいっぱいいてもそれこそ大丈夫でありますから、そういうような取り組みをしっかりとこれからも続けていくことによって、リーダーの確保に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

◇4番（山崎澄子君） ありがとうございます。ぜひ、そういった形で、こういった非常事態に即対応できるように、よろしくお願ひします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 山崎議員、よろしいですか。

◇4番（山崎澄子君） 以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、質問番号6を議席8番中野喜久勇君、登壇の上、質問願います。

◇8番（中野喜久勇君） 「中学生国際交流研修について」、お伺いいたします。

今夏、第8次ハルビン市訪問甘楽町中学生国際交流研修団に、茂原町長を団長として中学生4名が派遣されました。

中学生の国際交流研修について、いつも町の役職者が引率しておりますが、教師も交えて引率した方が、生徒も参加しやすく、送り出す家族も安心感があるように感じました。今後は一考する必要があると思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 中野議員の「中学生の国際交流研修について」のご質問にお答えをしたいと思います。

中学生の国際交流研修につきましては、昭和61年から始まりまして、これまでイタリアのチェルタルド市へ16回、ハルビン市へ8回の派遣を実施してまいりました。町長が団長として引率したことは、今回のハルビン市への派遣が初めてでありますけれども、これまでは教育長や教育委員長、教育委員、議会議長が団長として引率をしていただきました。

随行員につきましては、毎回2名から3名を随行員として派遣しており、教職員については、チェルタルド市訪問研修団の随行員として最初の頃の第1次から第6次の研修団まで計7名の中学校教諭を派遣しております。また、町職員の中でも、幼稚園教諭と保育園の保育士を派遣してまいりました。

今年のハルビン市への中学生研修団の派遣につきましては、何回か派遣ができずにおりましたが、8年ぶりに派遣ができて、今後のハルビン市との交流を継続していく意味でも、私が団長となって、随行員には保健師を選任いたしました。随行員の保健師は健診等の日常業務を通じて研修団員が子どもの頃からよく承知をしており、家族の方も安心してハルビン市へ送り出すことができたのではないかと考えております。

学校側からの要望と話等の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 企画課長。

◇企画課長（富田 浩君） 命によりお答えいたします。

中学生国際交流研修団を引率する随行員の業務は、派遣中の中学生の世話役だけでなく、派遣にあたっての事前の打ち合わせ会議への出席、事前研修の運営・受講、お土産品の確認、派遣先での必要品の手配から、帰国後の報告等、多岐にわたっております。

教職員が随行員になった場合は、担当の企画課との打ち合わせもする必要がありますが、学校行事や部活動、夏季休暇中の教職員の研修等により、日程調整が難しいことも考えられます。派遣先での交流事業、記念事業などの打ち合わせを実施する場合もありまして、町職員でないと任務を果たせない場合もございます。

また、教職員は異動がありますので、随行員を経験した教職員が他の市町村の学校へ異動した場合には、細かな引き継ぎが難しくなることも考えられます。

チェルタルド市への派遣に際し、これまで7人の教職員を派遣しておりますが、中学校側からは「夏休み期間中の生徒の活動については責任がとれない」という話や、「派遣する教職員を選任することが難しい」という相談もございましたので、現在は町の職員が職員研修の一環として随行員を務めております。

中学生国際交流研修団員は、自ら海外研修に参加したいという積極的な生徒ですので、引率者が誰であっても参加してもらえと思えます。

今後も、中学生研修団の派遣にあたりましては、その都度、適任者を総合的に判断して選定していきたいと考えておりますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇8番（中野喜久勇君） 分かりました。実は、私がこの質問をするきっかけとなりましたのは、今回のハルビン市への中学生研修団の壮行会で、「私は中国に行ったことは無いけれども、生徒の皆さんは多くを学んできて欲しい」という挨拶がありました。考えたら、中学生が行くんだから、学校の先生と一緒にいった方がいろいろがいいんじゃないかなということが浮かんできました。

特に、イタリアよりも中国の方がちょっと人気が無いようで、一昨年は中学生の派遣の時に1名しか参加が無いということで、一般から募集があつて、私も参加してみました。

特に、中国が政情不安だとか、大気汚染だとかという問題があつて、参加者が少ないような雰囲気もありましたけれども、実際に中国へ行きますと、それ程問題は無いんじゃないかという感じがいたしました。

町長もそういうふうな受け止め方をしていると思います。そして、できるだけ中学生にまた中国にも行ってもらいたいという考えがあると思いますので、ぜひ異国の風土だとか、歴史だとか、生活習慣だとか、学ぶためには本当にいい機会だと思うので、大勢の学生さんを派遣させられるようお願いしたいと思います。

特に、学校の先生もやっぱり体験をして、そして子どもに指導ができたというふうな感じがしましたので、それで質問してみました。何か町の考えがあつたら、お願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先程答弁したとおりでありまして、学校の先生はなかなか大変だという話が学校側からもありましたので、現在町の職員が職員研修を兼ねて参加をさせていただいているところであります。

これからは、やっぱり子どもたちが町を作り、未来を作る訳でありますから、未来の子どもたちがはばたく世界を知っていただく、その意味からもイタリア、そして中国との交流を積極的に進めて、お互いの交流がスムーズにできるように努力をしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇8番（中野喜久勇君） よろしくお願ひします。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。

次に、質問番号7、8及び9を議席12番山田邦彦君、登壇の上、一括して質問を願ひます。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「児童館の設置について」「育児休暇について」、そして「国民健康保険について」、質問させていただきます。

まず、「児童館の設置について」ですが、以前から「いつでも、どこでも、誰でも利用できる」児童館の設置を提案してまいりました。

その考え方の一部は、今改装工事中の「センター」に活かされるとのことで大変良いことだと思っています。しかし、その場所では小学生の足は届きませんし、今回の「センター」の構想では高校生は外れるようなイメージです。

①そこで、まず幼稚園の統合が計画されていますので、幼稚園の跡地、これは建物も含んでですが、利用すれば経費もそれ程掛からないのではないかと思います、いかがでしょう。そうすれば、4カ所に設置ができます。町じゅうの、時には町外の人たちも気軽に徒歩でも行けるような居場所となります。

②運営の仕方としては、運営委員会などを作って、各世代から委員を募って運営していけば、人件費も最小限で済むと思いますが、いかがでしょうか。

③そして、児童館、名前は児童館ですが、中心に「多世代交流」や「生涯学習」の機能も持たせていけば、町長が言う「元気なまちづくり」の文字どおり「センター」になるとと思いますが、いかがでしょう。

町の考えを伺います。

次に、「育児休暇」について伺います。町長は、いつも「子育てするなら甘楽」「子どもは町の宝」と言っています。ぜひ、役場がその先頭になり行っていただきたいと思えます。

今、全国のいろいろな役場や企業、その他のところでも「イクメン」が増えています。実際の育児現場では、必ずしもそうになっていないようです。特に、育児休暇の取得は、大変少ないと聞いています。

①そこで、役場での今までの取得状況はどうなっているのでしょうか。女性はたくさん取っているようですが、男性の場合や、その期間など、分かる範囲内でお願いいたします。

②次に、「イクボス」制度というのがあるようですが、導入してはいかがでしょうか。

「イクボス」とは、男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者、そして上司のことをいうそうです。子育てに積極的に関わる男性を「イクメン」と呼ぶのにならって、その「イクメン」を職場で支援するために部下の育児休業、育児休暇などの取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーを「イクボス」と呼ぶそうです。

町の考え方を伺います。

最後に、「国民健康保険について」伺います。言うまでもなく、国民皆保険制度の基本をなす国民健康保険ですが、国民みんなで守らなくてはならない大事な社会保障制度の一つです。

実際には、いろいろな矛盾や改善しなくてはならないことがあります。

特に、改善が必要だと思うことを幾つか伺いますので、町の考えをお聞かせください。

来年度から、県で一元化をするということになっています。そうなれば、かつての老人保健から後期高齢者医療になった時と同じような運営方法になると思っていました。保険税を統一することなどがそうですが、保険税額は市町村でそれぞれが決める方向のようです。

①そもそも国民皆保険とうたっているのだから、掛け金である国保税はもっと低く抑える必要があると思いますが、いかがでしょうか。例えば、所得割を下げることも必要だし、人数割、1人についてということですが、均等割を無くすとか考えてもいいのではないのでしょうか。

②私は本来何があっても保険証は全員に漏れなく発行するべきだと思っていますが、国は一定の滞納を過ぎた場合、資格証や短期証を発行するようにルールを変えてしまいました。そうしないと、国からのペナルティがあると聞いていますが、どんなものがあるのでしょうか。その条件や額など、具体的にお知らせいただきたいと思います。

③最後に、保険証は資格証、そして短期証が分かるようになっている訳ですが、個人情報保護の観点から見ると正しくないと思いますが、いかがでしょうか。誰が滞納しているかが分かってしまう訳です。見た目では、資格証や短期証が分からないように改善することも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 質問が終了しました。

質問番号7、8及び9について、一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田議員から3つのご質問をいただきました。

最初に、「児童館の設置について」のご質問をいただいた訳でありますけれども、私は町長に就任以来、「子どもは地域の宝」であり、それぞれの施策を行ってまいりました。

児童館は、児童福祉法にも規定されておりますが、健全な遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにし、子どもの能力の発達を援助していく施設であります。

児童館の設置は、今のところ予定はありませんけれども、まずは現在改修中の総合福祉センターの機能を最大限に活かしていくことが重要だと考えております。

その後、幼稚園の統合を検討する中で、将来の出生数や地域のバランス、学童保育や放課後子ども教室などの子育て支援策と併せて、総合的に児童福祉施設を検討してまいりた

いと、今考えているところであります。

その中で、ご質問が3点ありました。最初の幼稚園の跡地利用についてでございますが、幼稚園が統合された後の建物を含めた跡地利用は、ご指摘のとおり地域の町なかにあるため、地域活性化の核となる居場所となり得るであろうと思っておりますが、今後、新しい幼稚園の計画と連動して検討を進めていきたいと考えております。

2番目の運営方式の提案ですが、ご指摘のとおり、児童館は子どもたちの居場所ですから、何よりも子どもたちが安全・安心に過ごせるということが大前提であると考えております。計画を作っていく中で、多くの皆様のご意見を伺いたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

そして、3番目のご質問でありますけれども、来年3月には甘楽町総合福祉センターの改修により、待望の「子育て支援センター」を開設をいたします。

同じ建物の中に、甘楽町地域包括支援センターも整備され、甘楽町社会福祉協議会のデイサービスに通所される方もいますから、議員ご指摘の子どもたちとシニア世代との「多世代交流」の機能を持つ施設になると考えております。

施設の周囲には、かんら保育園、そして特別養護老人ホームのシルク、陸上競技場、甘楽町体育館、甘楽町文化会館、甘楽中など、幼児から高校生までが集う施設が集中しており、多世代が集う仕組みを作り上げていきたいと考えているところであります。

今後におきましても、子育て世代の定住や若い世代を応援する施策を積極的に取り入れて、若者が住みやすいまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

それから、「育児休暇」についてのご質問もいただきました。町では、子どもたちを家庭や地域におけるかけがえのない存在として、また「町の宝」として位置づけ、子どもたちが健やかに生まれ、そして元気に生き生きと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じられるよう子育て支援策に取り組んでまいりました。

町職員につきましては、既に育児休業の内容及び趣旨は周知をされているところであります。

町職員の取得状況につきましては、平成3年度の現行育休制度施行以来、女性対象者は全て育休を請求し、承認をされています。しかしながら、男性はこれまで請求が無い状況であります。

イクボスの導入につきましては、育休請求が職員の個人意思によることを尊重し、当面

は考えておりませんが、何よりも、上司、同僚、後輩を問わず、育休を取得しやすい職場づくりが必要と考えております。なお、言うまでもありませんが、請求があれば、もちろん承認することは前提であります。

ご質問の取得状況につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、最後に「国民健康保険について」のご質問をいただきました。議員のご質問にありますように、国民健康保険制度は加入者が納める国民健康保険税と、国・県・町の負担金で成り立っております。来年度から県が国民健康保険税の財政運営の責任主体となり、運営の中心的な役割を果たすこととなります。

町では、住民に一番身近な自治体として、資格の管理、保険料率の決定、賦課徴収、保険給付、保健事業などを行います。

役割の明確化が図られ、事務の共同処理や広域化が推進され、セーフティネットである国民健康保険制度を維持するための改正が行われる見込みであります。

ご質問に対する詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（森田 稔君） 命によりお答えいたします。

過去10年の育休取得者、女性の場合ですけれども、状況を申し上げますと、平成19年度2人、平成20年度3人、平成21年度ゼロ、平成22年度1人、平成23年度3人、平成24年度3人、平成25年度1人、平成26年度1人、平成27年度1人、平成28年度ゼロで、合計15人でした。

また、このうち育休取得期間の状況につきましては、10カ月以上1年未満の者が3人、1年以上1年6カ月未満が5人、1年6カ月以上2年未満が3人、2年以上が4人の同じく合計15人で、年々長期化する傾向がございます。

一方、男性の該当者です。過去10年の状況を申し上げますと、これはあくまで該当者ということです。平成19年度4人、平成20年度5人、平成21年度ゼロ、平成22年度5人、平成23年度3人、平成24年度2人、平成25年度2人、平成26年度1人、平成27年度3人、平成28年度1人の合計26人でしたが、いずれも請求はありませんでした。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 健康課長。

◇健康課長（松井 均君） 命によりお答えをいたします。

最初の、国保税をもっと低く抑えることについて、お答えをいたします。

来年度からは、財政運営の責任者である県が、市町村ごとの医療費水準等を考慮して、市町村ごとに納付金を決定し、市町村は、県の示す標準保険料率等を参考にそれぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を県に納付するシステムとなります。

国保税の算定につきましては、前年度の所得に応じて計算されますが、所得の低い世帯では2割、5割、7割の軽減が行われ、毎年5割弱の世帯で軽減の適用を受けているのが現状でございます。

所得割の引き下げ、均等割の廃止につきましては、今後、県の示す標準的な算定方式に盛り込まれる3方式である、所得割、均等割、世帯割の方針を見極めていきたいと考えております。

保険料を低く抑えるためには、医療費抑制のための保健事業も必要であります。医療費の抑制を図るために、レセプト点検、医療費通知の充実、後発（ジェネリック）医薬品の使用促進、保健事業として特定健康診査、特定保健指導の実施による生活習慣病予防対策等の強化を図るとともに、人間ドックの受診率向上による疾病の早期発見、早期治療の推進等、きめ細かい行政サービスを今後も継続し、税負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

2番目の短期被保険者証及び被保険者資格証明書についてですが、国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づいて成り立っている制度です。

被保険者間の負担の公平を図る観点から、特別な事情が無いにもかかわらず保険税を滞納している被保険者に対しては、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付の措置を行うこととされております。行わない場合は、国保事業の保険者における歳入面での経営努力がなされていないと判断されることとなっております。

保険者の経営努力姿勢につきましては、国庫支出金の中の特別調整交付金により評価されます。従いまして、経営努力がされていない保険者にあつては、特別調整交付金が減額されることとなります。

減額される額につきましては、明確な規定がございませんが、町の平成28年度の特別調整交付金は1,119万円の交付をいただいております。

3つ目のご質問にお答えいたします。町が交付しております短期被保険者証及び被保険者資格証明書の様式等につきましては、国民健康保険法施行規則の第6条で規定しております。この規定に従いまして交付をしておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（佐俣勝彦君） 答弁が終了しました。

質問番号7について、2回目の質問がありましたらお願いいたします。

山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 答弁の趣旨は、基本的には同じような考え方ということで理解をさせてもらって良かったなと思っておりますが、町で1カ所ですと、移動手段に限られる子どもたちだと、要するに利用したくても利用できない所にできる訳ですよ。特に、小学生ですと自分で遊びに行く際、特に自転車の場合には、学校ごとにも規制があるという話を聞いています。ですから、同じ小学校の学区内で居場所を作ることが大事かなというふうに思うんです。

そこで伺いますが、幼稚園、今使っているところと使っていないところとある訳ですが、それぞれ耐震診断ですとか、補強したりとか、それが無かったりとか、条件がそれぞれ違うんですが、耐用年数というんですかね。例えば、さっきの質問のときにもありましたが、認定こども園になるか、あるいは幼稚園になるか、その辺りは別としても、今から準備をしてそれができるまでには2年から3年掛かるという感じで時間が掛かると思うんです。それまでの間に、いくら建物を含めた土地利用という話をしても、耐用年数が過ぎてしまえば、元の木阿弥といいますか、その辺り、もし分かるようでしたら、紹介していただければと思います。

それと、あと②と③は、やはりこういうふうな観点で使い勝手というんでしょうかね。活発に使うためには、どういうふうなやり方がいいのかということが大事だと思います。昔の地域の代表ですとか、教員の経験者ですとか、そういうところに運営ですとか、いろいろしていただく例がいろんな場所から聞こえる訳なんですけれども、そういうふうになると、やっぱり運営する側も利用する側も狭い範囲内のイメージでとらえてしまうと思いますので、こういうふうな考えをする時には、②とか③のような形で検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 議員おっしゃられますように確かに子どもたちの行動範囲という

のは限られますから、町で1カ所作ったからということでもいいというふうには思っておりません。1カ所では使い勝手が悪いということも承知しているところでもあります。

その後、今、町なかにあると言われる幼稚園についてでありますけれども、それぞれ年数を経ている建物であります。特に、福島が耐震が弱いと言われている建物でありますので、それらをまた耐震工事をしながら使う、もしくは建て替えるということもあろうかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、その2番、3番の質問にありましたように、多くの皆様のご意見を伺いながら、これから検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 7番について、3回目の質問がありましたらお願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） 多くの皆様という話をいただきました。ぜひ、さっきの金田議員の質問ではないですけど、こうなったらやるとか、こういうふうな条件ができたらやるとかいうんじゃないかと、今からそれこそオープンに向けてビジョンを出してやっていると、その時になって慌ててやると意識がずれるというか、こういうものってやっぱりタイミングが必要ですからね。それこそ、例えば来年度から始めますよとか、そんなことを言わずに、今年度から実は準備をしていますとかいう、何か腹案というか、あるのかなと思いつつ伺ったんですけど、その辺り紹介していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 特に、現在のところ腹案は持っておりません。いずれにいたしましても、幼稚園の統合がまず先決かなというふうに考えているところでもあります。幼稚園が認定子ども園になるか、幼稚園になるか、それも検討しながらでありますけれども、まずはそれを進めて、その後、建物の活用方法も一緒に検討していければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） ありがとうございます。

続きまして、質問番号8について、2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） ①番で、現状は了解いたしました。

そこで、だからこそ②なんですけれども、男性の職員の方は、対象者としては最近の中でも30人近くいらっしゃるという話です。

そもそも取る気持ちが無かったのか、あるいは取りたかったけど仕事の関係上取れなかったのか、いろんなタイプがあると思うんですね。例えば、そういうのをイクボス取る

ことを前提にして話をしないと、やっぱり取りづらいのが実情だと思うんですね。それで、こういう数字が出ていると思うんです。

この26人の分析というんでしょうか、できているんでしょうか。あるいは、今後はそういうふうなことを踏まえながら対応をしていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 総務課長。

◇総務課長（森田 稔君） それでは、命によりお答えいたします。

分析と言われましたが、そこまでの分析は、はっきり申し上げましてできかねている状況でございます。そもそも男性の育休につきましては、こちらの方へ住んでない方もいらっしゃるし、なかなか把握するのが実は困難だった状況がある訳なんですけれども、今回こういった形で進めさせていただきました。

ただ、町長の答弁にもございました。まずは、今、人事評価制度もやっておりますけれども、とりあえず職場、あるいは上司、それから同僚、そして後輩も含めてですけれども、そういった中で話をしながら、いろんなこと、育休も含めて、いろんな部分を話し合いながら進めていって、より働きやすい環境づくりに努めていきたいというふうに考えているところでありますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問がありましたら、お願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） まさに、そこが大事なんですよね。話し合いができる状況があるのか。要するに、そういう空気を作らなくちゃいけない。制度はちゃんと守ります。話をされれば、申し込みがされればちゃんと受けますというのは、当然なことですよ。そうじゃなくて、要するに簡単に言うと話がしづらいからやってないんだと。保育、要するに育児をするための必要性が無いからということではないと思うんですね。必要があるんだけど、仕事が忙しくて取れないよ、みんなに迷惑をかけてはということで、取らないんだと私は思うんです。ただ、そこでどう思うかというのをお互いに言いつこしてもしょうがないので、その辺りを制度の一つとして、あなたの家は子どもが生まれますからと、生まれる時には、こういうふうな制度があるので使いますか、使いませんか、ぜひ使ってください、そういうのをコーディネートするのが、イクボスな訳ですね。ですから、課長、係長のメンバーほとんど全員がイクボスになって、イクボスの力を発揮していただいて、町全体で町の宝を育てるということを、やっぱり役場が率先してやらないとなかなか広が

らないし、できないし、いろんな先日も話をしましたが、育児によってノイローゼになったり、鬱になったりということが、たくさんある訳ですから、それを未然に防ぐためにはやっぱり一番身近な男性、父親がそういう形でやるのがとても大事だと思うんです。ぜひ、そういう形での職場づくりを、もうそれは今日からできることだと思いますので、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） ご意見は賜りました。まさにそのとおりのいうふうに思っておりますので、今日、本会議には課長も出席をしておりますので、その点につきましては、私からもよくお願いをし、進めていければというふうに思っております。

以上です。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、質問番号9について2回目の質問がありましたら、お願いいたします。

山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 国民健康保険について2回目の質問をさせていただきます。

まず、①の国保税を下げてもいいのではないかという話をさせてもらいました。これは国保の会議の時にいただいた資料なんですけど、先程、課長が紹介されたことが出ています。要するに、国保税をどのくらいにした方がいいのかというのは、医療費を要するに、いくら町が使ったか。それをこの基準で考えてやった方がいいと。先程、話をしましたが、後期高齢者医療の時と同じように、県で統一して同じ金額にするんだと、私は思っていたので、実は今日までというか、昨日までは、それ程国保税をもっと下げてくれという話はしなかったんですね。ところが、県というか、国というか、無責任だと思うんですけども統一するわりには全部別々に集めろということであれば、今までと同じことですよ。これは県が毎年出している資料で、国民健康保険の事業状況というのがあります。全部の市町村の税率ですとかいろんなのが載っているんですけども、被保険者1人当たりで、甘楽町が上から4番目に料金が高いんですね。

一方で、いくら給付をしているかというのと、上から26番目に低いんです。だから、35市町村ありますから、下からだと何番目ですかね。要するに、払っているお金はとて高く、給付を受けているのはとても低い金額しか受けていない。それは、さっきの国が言っているものとは乖離があるというか、是正する必要があるというふうに私は思っています。

4本立てだとか、3本立てだとか、他に1本、2本立てでやっているところもありますが、そういう時に抜本的に見直して下げる余地が甘楽町の場合はあると思うんです。国が示した基準から見ても。その辺りをどういうふうに考えているか、まず伺いたいと思います。

それと、②特別調整交付金が減らされる、また、それが額がどのくらいかというのが示されていないようです。そうすると、本当に減らされるのか、それはおぼけが出るぞ出るぞというのと同じで、例えば短期証とか資格証を発行しなかったとしても、もしかしたら減らされないかもしれないのかなと私、さっき思ったんですね。明確な基準が無さそうですから。その辺りをもうちょっと分かりやすく調べていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それと、③についてなんですが、事務局からいただいたものですけど、これが資格証と短期証のコピーなんですよね。こっちは本物ですけど。要するに、たまたまこれがどこかで落としたとか、あるいは何かの機会に保険証のコピーを持ってきてくださいと、例えば、どこか旅行に行くとか。そうすると、役場の職員ではない人も含めて、資格証だとか、短期証ということがばれてしまう。ああ、あそこの家は払っていないんだなというのがばれてしまうのは、今個人情報がいよいよ叫ばれていますが、その考え方からしても、ちょっと矛盾があるんじゃないかというふうに思うんです。ただ単に、そういうかわいそうだからとか、制度だからしょうがないということで済ましてしまっただけではいけないかと思うんですが、その辺りどうお考えでしょうか。

◇議長（佐俣勝彦君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 保険料の問題でありますけれども、県が今度一本化してやることになりました。当面は、それぞれの市町村ごとの保険料でいくということでありまして、いずれは県下統一されるんじゃないかなというふうに自分は思っているところでありますし、また県もそのような考えで、国もそのような考えでいるというふうに思っております。そうでないと、統一した意味は無くなりますから、最後はそういうことになるんだというふうに思っておりますけれども、非常に高いところと安いところの差が多くあれば不均衡でありますから、その辺のところでは現在の県の方程式といいますか、式に合わせてそれぞれの町の金額を出して、それで保険料を決めていくことが、1、2年、4、5年まで続くのではないかなというふうに今思っているところであります。

ですから、町独自で保険料をえいっと下げるといのはなかなか難しいかなというふう

に思っておりますので、当面は県の計算の出方を見守っていきたいというふうに思っているところであります。

それから、保険証の関係でありますけれども、先程課長の答弁にもありましたように、いわゆる法といいますか、規則で定められたものでありますから、町独自で保険証を出すという訳にはなかなか今の段階ではいけないというふうに思っております。

その辺のところは、今後そういう個人情報等々の絡みからも、いろんな意見が出てくる中で、必ずやいつかは改善されるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう改善に向けても何かの場所で行き組んでいければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（佐俣勝彦君） 3回目の質問がありましたら、お願いします。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解です。

◇議長（佐俣勝彦君） それでは、以上で一般質問は終わらせていただきます。



○字句等整理委任の件

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成29年第3回甘楽町議会定例会の全日程を終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（佐俣勝彦君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、今定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、本定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、極めてご多忙の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、本会議に提案申し上げました議案、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、すべて原案どおり、ご議決、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

そして、一般質問をはじめ、審議の過程で議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言等は、今後の町政運営に十分留意してまいりますので、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

季節はすっかり秋に移ってまいりましたが、台風シーズンの到来とともに、台風18号の進路が心配されるところであります。

また、先月29日、そして今日早朝、北朝鮮の弾道ミサイル発射に伴うJアラートの警報音が町内に鳴り響きました。

このような災害や非常事態から住民の身体と生命を守るのも自治体の大きな責務でありますので、情報収集と情報伝達、そして初動対応などに万全の準備をしていきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、お力添えをお願い申し上げます。

これから、いよいよスポーツの秋、芸術・文化の秋を迎えます。町内各地で様々なイベントが行われ、甘楽町にも大勢の観光客が訪れる季節となります。議員の皆様も地域を回る機会が多くなると思いますが、まだ埋もれている地域の宝、甘楽町の良さを発掘し、今後の町政に活かしていただければ幸いです。

また、本日はこうして大勢の皆さんに傍聴にお越しをいただきました。大変ありがとうございます。今後におきましても、議会そして町に対して関心を高めていただき、また傍聴していただければ幸いです。

終わりに、議員皆様におかれましては、健康にくれぐれもご留意をいただくとともに、諸行事へのご協力と議員活動にますますご活躍いただきますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

◇

○議長挨拶

◇議長（佐俣勝彦君） 閉会にあたり、議長から一言ご挨拶を申し上げます。

去る7日に開会されました今期定例会は、上程されたすべての案件を滞りなく議了し、只今をもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚く御礼を申し上げます。

また、本日、こうして大勢の皆さんにお越しいただき、長時間にわたり傍聴いただき、ありがとうございました。今後においても、「開かれた議会」を目指してまいりますので、議会に関心を高めていただき、また参加いただければ幸いです。

結びに、これから段々と秋も深まり、山々の木々も色付く、過ごしやすい季節となりますが、議員各位並びに執行各位におかれましては、健康には十分ご留意をいただき、町政発展のために、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（佐俣勝彦君） 以上で、平成29年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後2時34分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 佐 俣 勝 彦

署名議員 金 田 倍 視

署名議員 山 崎 澄 子